訪問介護重要事項説明書

[令和6年4月現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 梅田 実
所在地・電話番号	埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号 狭山市社会福祉会館内 (04)2954-0294(代表)
法人設立年月日	昭和53年5月16日

2 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 訪問介護事業所
所 在 地	埼玉県狭山市中央 3-7 西武狭山台ハイツ N 棟 102 号
電話番号	(04)2956-7671(8時30分~17時)
F A X 番 号	(04) 2003-0099
介護保険指定番号・ その他サービス	訪問介護 埼玉県1172701045号
通常の事業の実施地域	狭山市

(2) 営業日及び営業時間(時間外については個別に対応)

平日	原則、8時30分から17時
土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始(12/29~1/3)	原則として休業

(3) 同事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管 理 者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるた め必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
サービス提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を行います。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤 2名以上
訪 問 介 護 員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護サービスを提供します。	常勤換算 2.5名以上
事務職員	・訪問介護に関する必要な事務を行います。	非常勤 1名

- 3 サービス内容
 - (1) 身体介護
 - 食事介助
 - 入浴介助
 - ·排泄介助
 - ・清拭
 - 体位変換等
 - (2) 生活援助
 - ・買物
 - ・調理
 - ・掃除
 - 洗濯 等
 - (3) その他のサービス
 - 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本料金に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1~3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表 ―基本料金・昼間― 】

① 訪問介護

υ η η η η η η η η η η η η η η η η η η η				
【身体介護】	費用額	利用者負担額		
	(10 割)	1割	2 割	3 割
20分未満	1,698 円	170 円	340 円	510 円
2 0 分以上 3 0 分未満	2,542 円	255 円	509 円	763 円
3 0 分以上 1 時間未満	4,032 円	404 円	807 円	1,210 円
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	5,908 円	591 円	1,182 円	1,773 円
1時間30分以上 (30分増すごとに)	854 円	86 円	171 円	257 円

【生活援助】	費用額	利用者負担額		
【生色饭奶】	(10 割)	1 割	2 割	3 割
20分以上 45分未満	1,865 円	187 円	373 円	560 円
4 5 分以上	2,292 円	230 円	459 円	688 円
身体介護に引き続き 生活援助を行った場合 (25分増すごとに加算)	677 円	68 円	136 円	204 円

- ※ 特定事業所加算(Ⅱ)として、全ての利用者負担額に10%を乗じた料金となります。
- ※ 介護職員処遇改善加算として、全ての利用者負担額に10%を乗じた料金となります。 (令和6年6月1日以降は、全ての利用者負担額に14.5%を乗じた料金)
- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は 25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の 居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人 分の料金となります。

※ その他の加算については、下記の料金をいただきます。

【加 算】	費用額 (10 割)	利用者負担額		
【2017 并 】		1割	2 割	3 割
初回加算	2,084 円	209 円	417 円	626 円
緊急時訪問介護加算	1,042 円	105 円	209 円	313 円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費を ご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり37円を請求します。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

(連絡先 電話04-2956-7671)

(12/14/20 12/14/14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	
ご利用日の前日(事業所が休業の場合は、直前の営業日) 17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日(事業所が休業の場合は、直前の営業日) 17時までにご連絡がなかった場合	1,000円
ご利用日に訪問をして不在だった場合	2,000円

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・燃料・電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。
- ③ 料金のお支払い方法

毎月、中旬を目途に前月分の請求をいたしますので、末日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、現金集金又は自動振替、振込みのいずれかによります。

5 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護支援状態にある高齢者等の方々に対し、適切な訪問介護サービス を提供し、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立し た日常生活を営むことができるよう援助します。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更希望の方はご連絡下さい。
従業員への研修の実施	有	月1回以上、所定の研修を実施。
サービスマニュアルの作成	有	
第3者評価の実施状況	無	
その他		

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員への就業規則の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切 な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場は、事前の打ち合せにより、主治医、 救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
(家族等)	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに 損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害保険に加入しています。

	保健会社名	損害保険ジャパン株式会社
•	保険名	社協の保険

- 9 サービス内容に関する相談・苦情
- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
 - 苦情内容の記録
 - 苦情原因の把握
 - 対応策の協議
 - ・ 改善策の実施
 - ・ 再発の防止
 - ・ 解決困難な場合は、保険者等と協議
- (2) 苦情相談窓口
 - ① 当社お客様相談・苦情担当

当社の訪問介護サービスに関するご相談・苦情および訪問サービス計画 に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当:社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 電話(04)2956-7671

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当:狭山市健康推進部 介護保険課 介護事業担当

電話(04)2953-1111 内線1553

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話(048)824-2568

10 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
 - ④ 日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩 等)
 - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動 等、大掃除等)
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

	急変などによりサービスを利用できなくなったときは、 当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡く	
令和 年 月	<u>日</u>	
私は、本書面により、 受けました。	事業所から訪問介護サービスについての重要事項の説明	を
<利用者>		
住所		
氏 名		
<代理人>		
住所		
氏 名		
訪問介護サービスの提供 を説明しました。	供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な	事項
<事業所>		vo. □
	住 所:狭山市中央 3·7 西武狭山台ハイツ N 棟 10 事業者名:社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 会 長 梅田 実	12 安
	説明者	印